

川越市プレミアム付電子商品券「小江戸ペイ」 加盟店舗募集要項

川越市プレミアム付電子商品券事務局
(川越商工会議所内)

長引くコロナ禍において、厳しい状況にある市内商店・飲食店等における販売促進を図るとともに、物価高騰に直面している市民の消費生活を支えるため、プレミアム付電子商品券を発行します。



また、今回は環境に配慮して紙の排出を極力避け、かつ商店街を中心とした地域のデジタル化を推進するため、「電子商品券」を活用します。


<電子商品券の概要>

1. 商品券名称	川越市プレミアム付電子商品券「小江戸ペイ」									
2. 発行団体	川越市									
3. 事務局	川越商工会議所									
4. 商品券使用期間	令和4年11月10日(木)～令和5年2月28日(火)									
5. 発行総額	10万口・13億円(うちプレミアム分3億円) 〈内訳〉 ・スマートフォン型電子商品券 6万口 ・QRカード型電子商品券 4万口									
6. 販売単位・券種内訳	◇販売単位 1口 ◇販売額 10,000円 ◇商品券額面 13,000円(3,000円分のプレミアム) ◇券種内訳(1口当たり) <table border="1"><thead><tr><th>券種別</th><th>A共通券</th><th>B中小規模店舗専用券</th></tr></thead><tbody><tr><td>金額</td><td>10,000円分</td><td>3,000円分</td></tr><tr><td>利用可能店舗</td><td>全加盟店舗</td><td>中小規模店舗(※)のみ</td></tr></tbody></table> <p>(※) 中小規模店舗の定義：中小企業基本法で規定する、資本金並びに従業員数が一定以下の中小企業者で、かつ売り場面積が1,000㎡未満の店舗</p>	券種別	A共通券	B中小規模店舗専用券	金額	10,000円分	3,000円分	利用可能店舗	全加盟店舗	中小規模店舗(※)のみ
券種別	A共通券	B中小規模店舗専用券								
金額	10,000円分	3,000円分								
利用可能店舗	全加盟店舗	中小規模店舗(※)のみ								
7. 購入可能冊数	1人あたり最大3口まで(市内在住者に限る)									
8. 使用限度額	1回の商品代金・サービス料金の支払いにつき10万円以内									

<加盟店舗募集概要>

1. 応募資格	市内に事業所(店舗)を有し、下記に該当しない者 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業および食事の提供を主目的としないキャバレークラブ、待合などの店舗等の営業を行っている者 (2) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者 (3) 「6.利用できない商品」に掲げる取引、商品のみを取り扱う者 (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法(昭和40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引
---------	--

	<p>の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等</p> <p>(5) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき</p> <p>(6) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき</p> <p>(7) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき</p> <p>(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与しているとき</p> <p>(9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき</p>
2. 募集期間	<p>令和4年8月8日(月)～令和4年9月16日(金)</p> <p>※令和5年1月10日(火)まで随時募集しますが、上記期間を過ぎると紙で作成する「加盟店舗一覧」への掲載はできません。</p>
3. 登録料	無料
4. 電子商品券決済方法	<p>今回の商品券の決済方法は下記の通りとなります。</p> <p>①スマートフォン型(利用者読取り方式) <全店舗対応必須></p> <p>※店頭用QRコードは事務局から発送します。</p>  <p>The flowchart for the smartphone payment method consists of four steps: 01. Calculation at the cashier (レジで決済額を計算), 02. Presentation of the store QR code (店舗QRコードを提示してもらう), 03. User scans the QR code (利用者がQRコードを読取り), and 04. User enters the payment amount and the store confirms (利用者が支払額を入力 加盟店舗が支払内容を確認). A final green bar indicates '決済完了' (Payment Complete).</p> <p>②QRカード型(加盟店舗読取り方式) <対応は任意></p>  <p>The flowchart for the QR card payment method consists of four steps: 01. Calculation at the cashier (レジで決済額を計算), 02. User enters payment amount and confirms (加盟店舗が支払額を入力 利用者が支払内容を確認), 03. User displays the payment QR code (利用者が支払用QRコードを表示), and 04. Store scans the QR code (加盟店舗がQRコードを読取り). A final green bar indicates '決済完了' (Payment Complete).</p> <p>※決済用端末(スマートフォン、タブレット等)は加盟店舗が加盟店舗の負担でご用意ください。端末は、カメラ付きでQRコードを読み取ることができ、インターネットにつながるものをご用意ください。</p> <p>※中小規模店舗に限り、希望者には事務局から端末を無償で貸し出しいたします。(台数に限りあり。1店舗につき1台限り)</p>

	<p><ご注意ください></p> <p>※スマートフォン型のみの加盟も可能ですが、返金処理や売上確認等のため、原則スマートフォンやタブレットなどの端末1台、もしくはパソコンが必要となります。</p>
5. 申込方法	<p><インターネットによる申し込み></p> <p>電子商品券事業専用サイトの登録フォームよりお申し込みください。</p> <p>https://www.koedopay-store-entry.com/</p>  <p><郵送または持参による申し込み></p> <p>申込書に必要事項を記載し、事務局（川越商工会議所内）にお申し込みください。</p> <p>【提出先】</p> <p>〒350-8510 川越市仲町 1-12 川越商工会議所内 川越市プレミアム付電子商品券事務局あて</p>
6. 利用できない商品	<p>(1) 商品券、プリペイドカードその他換金性が高いものの購入</p> <p>(2) たばこの購入</p> <p>(3) 出資及び債務の弁済</p> <p>(4) 国及び地方公共団体への支払</p> <p>(5) 振込手数料及び公共料金の支払</p> <p>(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業において提供される役務</p> <p>(7) その他、発行者が不相当と認めるもの</p>
7. 換金方法	<p>使用された金額を、下記の日程で加盟店舗が登録した口座に入金します。（換金手数料、振込手数料は無料）</p> <p>※特に加盟店舗で行う作業はありません。</p> <p>○振込は1ヶ月に2回行います</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当月1日から当月15日まで使用分⇒当月末日入金 ・当月16日から当月末日まで使用分⇒翌月10日入金 <p>※入金日は土日祝の際は前営業日に入金</p>
8. 商品券取扱い注意事項	<p>(1) 使用期限を経過した商品券は、使用できません。</p> <p>(2) 商品券の交換、譲渡及び売買はできません。</p> <p>(3) 商品返品の際の現金での返金はできません。</p> <p>(4) 使用限度額（1回の支払いにつき10万円以内）を超えた使用はできません。</p> <p>※その他注意事項は、加盟店舗登録後にお渡しするマニュアルをご参照ください。</p>

9. 問合せ先	<p>川越市プレミアム付電子商品券事業コールセンター</p> <p>フリーダイヤル 0120 - 503055</p> <p>土日祝日・年末年始を除く 9 : 00 ~ 17 : 00</p> <p>※2022年8月22日（月）開設</p> <p>※フリーダイヤル開設前は、下記事務局にお問い合わせください。</p>
10. 問い合わせ（申込先）	<p>川越市プレミアム付電子商品券事務局（川越商工会議所内）</p> <p>〒350-8510 川越市仲町 1-12</p> <p>TEL:049-227-6779 FAX : 049-223-3362</p> <p>電子メール shouhinken@kawagoe.or.jp</p> <p>土日祝日・年末年始を除く 9 : 00 ~ 17 : 00</p>

「小江戸ペイ」は以下の2種類の電子商品券です。

電子商品券の種類

スマートフォン型

<発行セット数:6万口>



共通券

全加盟店舗で
利用可能

専用券

中小規模加盟店舗の
みで利用可能

電子商品券の種類

QRカード型

<発行セット数:4万口>

共通券



全加盟店舗で
利用可能

専用券



中小規模加盟店舗の
みで利用可能

決済時のイメージ

利用者

QRコードを読み取り



- 利用者は…
- ・ 使い方は専用サイトで店舗のQRコード読み込み金額を入力
- ・ 中小規模店舗での利用の場合は優先的に専用券からの利用となります

加盟店舗

QRコードを提示

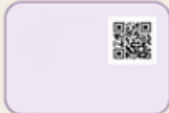


- 加盟店舗は…
- ・ QRコードの掲示のみ

決済時のイメージ

利用者

QRコードを提示




QRコードを利用者のスマホで読み取ることで、「スマホ型」としても利用可能

- 利用者は…
- ・ 使い方はカードを提示するだけ
- ・ 高齢者などスマホを持たない消費者も利用可能

加盟店舗

QRコードを読み取り



- 加盟店舗は…
- ・ 決済端末を用意し、決済時にQRコードを読み取りや操作が必要

QRカード型からスマートフォン型への移行方法

- ・ 「QRカード型」を購入いただいた方も、スマートフォンでQRコードを読み取り、スマートフォンにチャージをすることが可能です。（スマートフォンで利用者登録・ログインが必要となります）
- ・ スマートフォンにチャージした後も、カードでそのままご利用いただくことも可能です。（併用が可能です）

1. スマートフォンで利用者登録

2. チャージメニューを起動し、カードのQRコードをカメラで読み取る

3. 残高にチャージされていることを確認する

